



陳情第 3-1 号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情

# トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情

## 1. 要 旨

じん肺は、大量に粉じん（ほこり）を吸引することが原因となって発症する職業病です。最古にして最大の職業病といわれ、我が国でも江戸時代から佐渡の金山などで「よろけ」などと呼ばれて恐れられてきました。

じん肺は、一度罹患すると肺が冒され、常にセキやタンに悩まされ、気管支炎や結核・肺ガンなどを併発し、最期には呼吸困難の苦しみの中、死に致る恐るべき病気です。

現在においても、トンネル建設工事や鉱山、石材の切り出し場、造船所、耐火煉瓦やガラス工場などの多数の現場からじん肺が多く発生しています。

改正じん肺法が施行された1978(昭和58)年から2019(令和元)年までの40年余の間で、療養に専念する必要がある最重症のトンネルじん肺患者は合計9621人（じん肺患者全体の約22.8%）にのぼっており、現在も多数の最重症患者が発生し続けています。

重大なことに、公共事業工事であるトンネル建設現場から、今もじん肺が発生し続けており、歯止めがかかっていないことです。

じん肺の発生責任は、第1に事業主にあります。同時に、トンネル建設は、日本経済の「高度成長」を促した国土建設の一環であり、公共事業です。その発注者として、また、建設業者の監督官庁として、トンネルじん肺発生について国・政府の責任は重大です。

トンネルじん肺の根絶にむけて、被害者と国の間で2007年6月18日に『トンネルじん肺防止対策に関する合意書』が締結されました。しかし、締結後、10年余の歳月を経ましたが、合意内容が完全に履行されておらず、新たなじん肺患者の発生に歯止めがかかっていません。

そうした中、国に対してトンネルじん肺問題の根絶のために、抜本的な対策を求めて意見書を提出するよう、要請する次第です。

意見書を提出していただきたい政府関係機関は次の通りです。

内閣総理大臣	総務大臣	厚生労働大臣	経済産業大臣
農林水産大臣	法務大臣	国土交通大臣	防衛庁長官
内閣官房長官	衆議院議長	参議院議長	

## 2 意見書案

国民が豊かで健全な社会生活を営む上で、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境が求められており、極めて重要です。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭坑や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、未だに社会問題になっている状況にあります。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題です。

よって、政府においては、2007年6月18日にトンネルじん肺被害者と締結した『トンネルじん肺防止対策に関する合意書』に基づき、速やかに実効ある法整備をおこなうなど完全履行にむけて進め、また、発注者および施行者に対する適切な指導をおこなうとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要求します。

### 記

1. 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
2. じん肺に罹患したトンネル労働者に対する補償基金制度を創設すること。

以上

令和3年2月12日

笠間市議会議長

石松俊雄 様

陳情者

住所 東京都新宿区百人町4丁目7-2

氏名 トンネルじん肺根絶闘争本部

電話 03-3360-8021